

RE:START

2024/12/20 No.20
JR東労組 青年連絡協議会
発行責任者 宮下 洋介

**青年部員がパワハラ・暴行の被害者に！？しかし！
被害者が加害者にされた！この事象を許してはならない！
JR東労組青年連絡協議会一丸となり連帯してたたかおう！**

三鷹営業統括センター武蔵小金井駅で社員Aさん(2020年度採用22歳)が勤務時間中、管理者との面談中に、その管理者からパワハラ・暴行を受ける事象が発生しました。しかし、社員Aが「管理者との面談中に管理者の指示に従わず退室を試みた際、制止した管理者を突き飛ばし障害を負わせたことは社員として著しく不都合な行為であるため」という理由で**加害者となり、処分と出向が発令されました。**

詳しくは緑の風
2024年11月20日5、6面参照



社員 A が受けた処罰

- ・出勤停止20日間
- ・所定昇給額1/2カット
- ・年末手当15%カット
- ・出 向

憲法第39条には「一事不条理」の原則が定められています。一度判決が決まれば、その罪では二度と罰することができないという事です。この原則は、会社の懲戒についても同様に考えられており、同じ行為に対して、二重に処罰することはできません。

**出勤停止の処分と出向の処分は
二重の処分であり無効ではないのか！**

**この事象に対して皆さんはどう思いますか？
不当処分・不当転勤の撤回を求め共にたたかおう！！**

